

報道各社 様

出雲市長 飯塚 俊之
(防災安全部防災安全課)

日御碕の一般車両が通行可能となる仮設迂回道路の開通と 緊急用仮設通路の運用廃止について

このたび、大型車両を除く一般車両が通行可能となる仮設迂回道路の整備が完成することとなりました。

つきましては、これまで市が行っていた日御碕緊急用仮設通路の運用は廃止となりますので、お知らせいたします。

記

1. 運用廃止日時
令和 6 年 9 月 7 日（土）午前 9 時
2. 運用廃止後の取扱い
 - ・ 大型車両を除く一般車両が通行可能となります。
 - ・ 通行のための車両指定手続きはなくなり、これまで市が交付した指定車両証も不要となります。
3. 問い合わせ先
出雲市役所 防災安全課（木村、角）
電話：0853-21-6268

掲載日 令和6年9月3日（火）
担 当 島根県 土木部 道路維持課 実原
T E L 0852-22-5187
メール dourouji@pref.shimane.lg.jp

県道 大社日御碕線の道路崩落による全面通行止めについて（第六報）

令和6年7月9日（火）に道路崩落し、全面通行止めとなっている箇所において、地権者様のご厚意、ご協力により、8月11日（日）から私有地を活用し、日御碕地区住民等の指定車両に限定した通行が可能となっております。

このたび、道路幅員を現在より広げて、一般車両（大型車両※を除く）が通行可能（片側交互通行）なルートの整備が完成する見込みとなり、9月7日（土）9時から本ルートの運用を開始します。

なお、今回も調査や施工にあたっては、災害協定に基づき、（一社）島根県測量設計業協会、（一社）島根県出雲地区建設業協会の皆様にご協力をいただいております。ご尽力に対しましてあらためて感謝申し上げます。

記

1. 措置の概要

- ・ 今回のルート整備が完成後、観光客等を含む一般車両（大型車両※を除く）の通行が可能となります。片側交互通行のため、通行の際には現地の信号に従ってください。
- ・ ルート上に勾配が急な区間があるため、大型車両※の通行はできません。
- ・ 出雲市が、日御碕地区住民等へ発行していた車両指定の手続きは廃止となります。詳細は、別紙「出雲市の報道資料」をご覧ください。

2. 今後の対応

- ・ 大型車両※が通行可能な仮設迂回道路の整備については、現在、ルート設計を進めており、今後の見込み等が分かり次第、改めてお知らせします。

※大型車両とは、「車両総重量8t以上または最大積載量5t以上」の車両をいう。

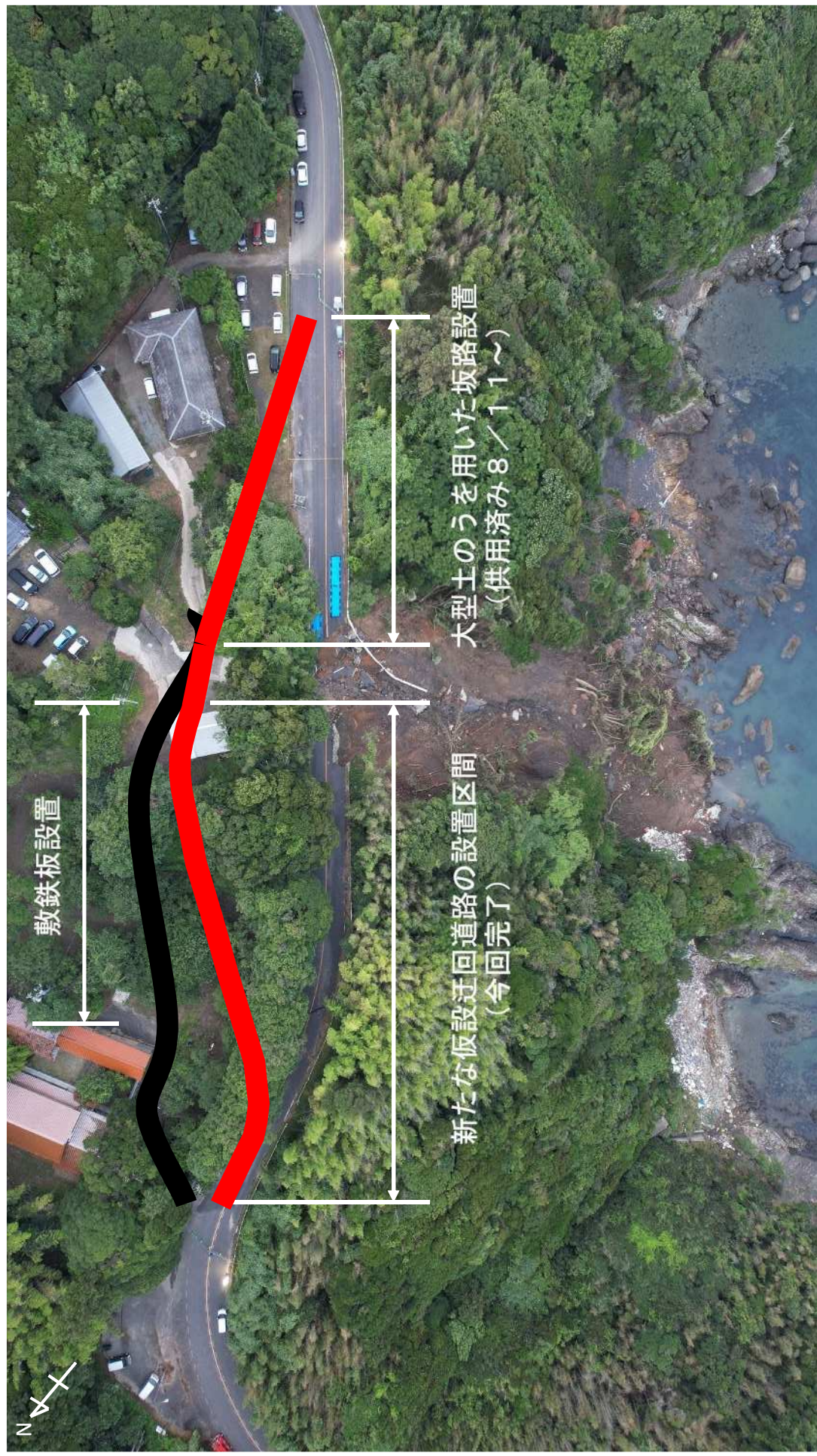


図. 観光客等を含む一般車両（大型車両を除く）の通行が可能なルート【片側交互通行】